

発電所だより

《女川原子力発電所の地震後設備健全性確認点検記録不備の再発防止対策の確認に係る立入調査が実施されました》 ～さらなる品質保証活動の充実と業務品質の向上に努めてまいります～

6月8日、宮城県ほか関係自治体による女川原子力発電所の地震後設備健全性確認点検記録不備の再発防止対策の確認に係る立入調査が実施されました。

この立入調査は、安全協定に基づき、改善状況を確認するために実施されたものです。当日は、再発防止対策の実施および記録の修正状況に関する書面調査や記録不備に係る機器の現場調査が実施され、宮城県ほか関係自治体からは「再発防止対策が形骸化しないよう最大限努めること」との要請を受けております。

この要請を踏まえて、女川原子力発電所では、さらなる品質保証活動の充実と業務品質の向上に努めてまいります。



《原子力規制委員会による現地調査が実施されました》 ～今後も引き続き新規制基準適合性審査に真摯に取り組んでまいります～

6月13日、原子力規制委員会による女川原子力発電所の敷地内地質に係る現地調査が実施されました。

現在、女川原子力発電所2号機は、原子力規制委員会による新規制基準への適合性審査を受けており、今回の調査では、敷地内の断層評価に関して、これまで審査会合で当社から説明している内容を現地において確認するために実施されました。

当日は、委員による断層露頭※の調査や、ボーリングコア※などの観察が行われました。

女川原子力発電所では、今後も引き続き新規制基準の適合性審査に真摯に取り組んでまいります。



※露頭…………野外の崖や斜面で地層や岩体が表土に覆われることなく露出している箇所

※ボーリングコア…断層の有無などを調査するために採取した岩石片

《ボランティア清掃を行いました》～浜辺や道路がきれいになりました～

5月30日(月)・31日(火)、女川町小屋取地区ならびに塚浜地区において、地域の方々やグループ企業のほか、当社社員約60人が参加し、ボランティア清掃を実施しました。当日は、散乱した枝や落葉を清掃したほか、浜辺に打ち寄せられた流木やごみなどを回収しました。

休暇を取得し参加した社員は、枝や落葉、流木やごみなどを拾い、さわやかな汗を流していました。



道路脇の枝や落葉を清掃



浜辺の流木やごみを回収

今後もこのようなボランティアを通じ、地域に寄り添った活動を心掛けたいと思います。



保全部 保全計画グループ
野館 和己 (福島県出身)

浜辺や道路がきれいになり、私もすがすがしい気持ちになりました。

今後も参加したいと思います。

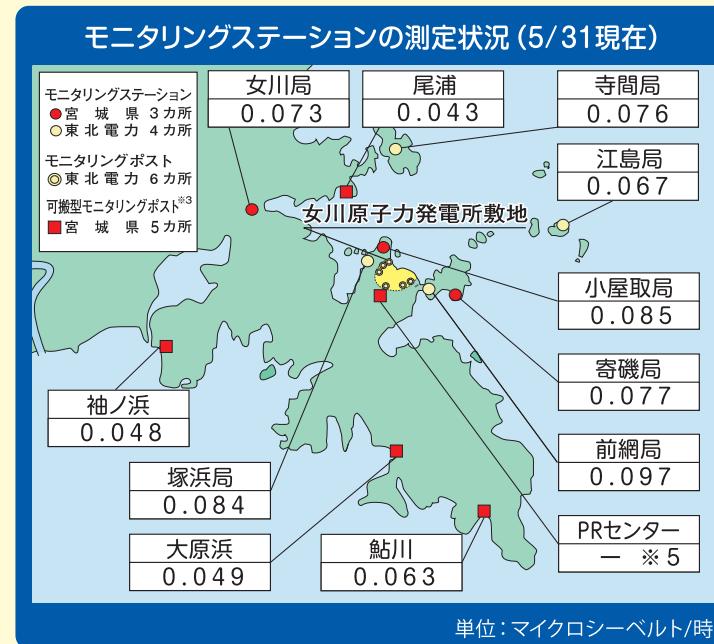


環境・燃料部 原子燃料グループ
北見 俊介 (新潟県出身)

《女川原子力発電所周辺の放射線量は安定しています》

女川原子力発電所周辺の放射線はモニタリングポスト^{*1}やモニタリングステーション^{*2}で測定・監視しており、その測定値は宮城県および当社ホームページで公開しています。

発電所敷地内に設置してあるモニタリングポストの現在の測定値は、最大で0.059マイクロシーベルト／時程度で安定しており、健康に影響を与えるレベルではありません。



(参考)モニタリングポストの最小値と最大値

測定日	値
平成23年3月11日	0.027～0.064
平成23年3月13日	1.8～21 ^{*4}
平成24年4月1日	0.063～0.098
平成25年4月1日	0.055～0.076
平成26年4月1日	0.046～0.065
平成27年4月1日	0.043～0.077
平成28年4月1日	0.041～0.061
平成28年5月1日	0.039～0.070
平成28年5月31日	0.040～0.059

注:表中の加速度は、すべて水平方向の加速度

単位:マイクロシーベルト/時

*1 モニタリングポストは発電所敷地周辺の環境放射線を測定しています。女川原子力発電所の敷地境界には6基のモニタリングポストが設置されており、その最小値と最大値について、東北地方太平洋沖地震の発生日の値、それ以降で最大値が測定された日(平成23年3月13日)の値、毎年度(4月1日)の値、至近の値を掲載しています。

*2 モニタリングステーションは環境放射線に加えて気象データを測定しています。

*3 宮城県では、震災により測定不能となっているモニタリングステーションの代替として、可搬型モニタリングポストによる測定を行っています。

*4 東京電力福島第一原子力発電所からの放射性物質の放出に伴い測定されたもので、測定された時間は約10分間です。

*5 機器不調のため欠測(復旧済)

《女川原子力発電所上空の小型無人機(ドローン等)の飛行禁止について》

女川原子力発電所敷地およびその周囲概ね300メートルの地域の上空における小型無人機等(ドローン等)の飛行は、法令^{*1}に基づき禁止されており、違反した場合、法令に基づき1年以下の懲役または50万円以下の罰金が課されますので、ご注意をお願いいたします。

なお、適用除外のため、飛行に係る当社の同意を得る場合は、下記の連絡先までご連絡をお願いいたします。

【連絡先】東北電力株式会社 原子力部(代表 022-225-2111)

*1 小型無人機等飛行禁止法に基づき、平成28年5月23日、対象原子力事業所として、女川原子力発電所が指定され、発電所敷地およびその周囲概ね300メートルの地域の上空における小型無人機等(ドローン等)の飛行が禁止されております。

[参考] 小型無人機等飛行禁止法に係る詳細については、警察庁ホームページを参照願います。
<http://www.npa.go.jp/keibi/kogatamujinki/index.html>

新規制基準適合性審査状況のお知らせ(6月3日現在、審査会合75回開催)

《基準地震動の策定(海洋プレート内地震)について》

女川原子力発電所2号機の適合性審査では、基準地震動の策定のうち、「海洋プレート内地震」について審議されています。(平成28年6月3日)

「海洋プレート内地震」による地震動について、これまでの審査会合におけるコメント等を踏まえ、さらに厳しい条件で追加評価をした結果を説明しました。

これにより得られた地震動は、適合性審査申請時の基準地震動Ss-1(640ガル)、Ss-2(1,000ガル)を一部の周期帯で上回るものでした。

本審査項目については、不確かな考慮の考え方等についてより詳しい説明を求められることなどから、今後の審査において説明していきます。

なお、女川原子力発電所は、適合性審査申請時の基準地震動に対して裕度を持たせた耐震工事を進めているため、今回の追加評価による発電所の設備への影響はないものと考えておりますが、今後、詳細な評価を実施することとしております。

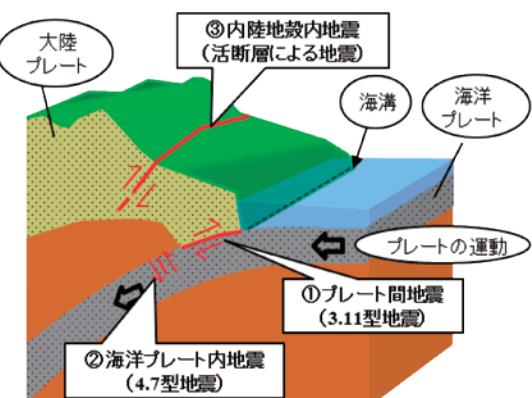
地震動の評価概要

注:表中の加速度は、すべて水平方向の加速度

震源を特定して策定する地震動	適合性審査申請時の評価		追加検討の状況	審査の状況
	①プレート間地震	2011年東北地方太平洋沖型地震(3.11型地震)を考慮		
②海洋プレート内地震	2011年4月7日宮城県沖型地震(4.7型地震)を考慮	基準地震動Ss-1 640ガル	左記地震についてより厳しい条件で追加評価	基準地震動Ss-2 1,000ガル 新たな地震動検討中*
	F-6断層～F-9断層による地震を考慮		左記地震および仙台湾の断層群による地震を考慮	基準地震動Ss-2 1,000ガル おおむね妥当な検討がなされていると評価
	震源を特定せず策定する地震動	従来の知見(450ガル)	留萌地震を考慮	新たな地震動(4/21公表済み) 620ガル 審議中

※今後、追加評価に基づく新たな地震動の設定について検討していく

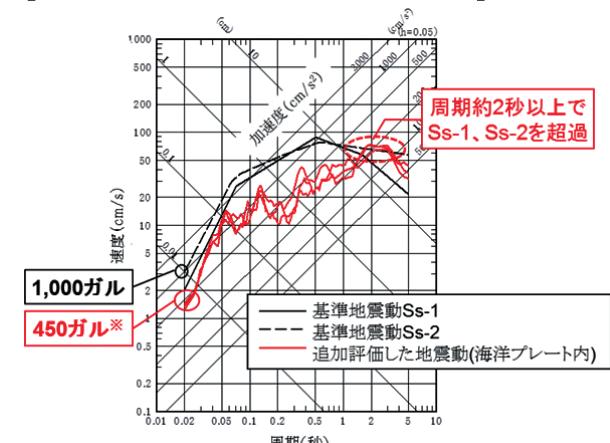
地震の発生様式イメージ



審査会合の詳細は当社ホームページをご覧ください。

東北電力 女川審査会合

[地震動応答スペクトル(水平方向)]



※基準地震動Ss-1, Ss-2を超過した地震動のうち、最大加速度が最も大きなものの値について記載。